

平成22年度 経済産業省関係 税制改正のポイント

地域経済や雇用を支える 中小企業の支援

中小企業を中心とする設備投資の促進

- ▶ 中小企業投資促進税制を2年間延長
- ▶ 中小企業等基盤強化税制(期限:平成22年度末)を拡充し、中小企業による情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加(従来の情報基盤強化税制(今回廃止)の支援対象の他、サーバーの有効利用を可能とするソフトも対象に追加)

少額減価償却資産の特例の延長

- ▶ 中小企業が少額減価償却資産を取得した場合に即時償却を認める制度を2年間延長。

個人事業主の共同経営者の 小規模企業共済制度への加入

- ▶ 小規模企業共済制度について共同経営者まで加入対象者を拡大(掛金控除)

中小企業倒産防止共済制度の拡充

- ▶ 連鎖倒産防止のための中小企業倒産防止共済制度について、共済貸付金の限度額を引き上げ、これに伴い損金算入が認められる掛金の限度額を引き上げる。

いわゆる「一人オーナー会社」 (特殊支配同族会社)の役員給与に対する 損金不算入措置の廃止(マニフェスト項目)

- ▶ 22年度から廃止
- ▶ 特殊支配同族会社の役員給与にかかる課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じる。

中小企業向け法人税率の引下げ (マニフェスト項目)【検討項目】

- ▶ 中小軽減税率の引下げについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討。

株式信託を活用した事業承継税制【検討項目】

- ▶ 納税猶予の適用対象に株式と実質的に同一視できる信託受益権の追加について信託を利用した事業承継の実態及び措置の必要性を踏まえ、引き続き検討。

交際費の損金算入特例の延長

- ▶ 中小企業の交際費について損金算入を可能とする特例措置を2年間延長

日本の強みを最大限に 活かしたイノベーション促進・ 成長力の強化

研究開発投資の促進

- ▶ 将来の成長の種となるイノベーションを生み出し、競争力の基盤となる研究開発を促進するため、研究開発促進税制・中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費を増加させる企業又は試験研究費比率が高い企業に対する税額控除の上乗せ措置を延長(増加型・高水準型共に2年間延長)

中小企業を中心とする設備投資の促進《再掲》

グループ法人税制の整備

- ▶ 企業グループの一体的運営が進展している状況を踏まえ、グループ内取引等に関する税制の整備、連結納税制度の見直し等のグループ経営の実態を反映した税制を整備
 - ・ グループ(100%の資本関係)内の法人間について譲渡取引の損益の繰延や受取配当の全額益金不算入化(負債利子控除の不要化)などを行う。
 - ・ 親会社の資本金が5億円以上の法人の100%子会社について中小企業特例を不適用とする。
 - ・ 子法人の欠損金の持込制限の緩和など連結納税制度を見直し